

事 務 連 絡  
令 和 5 年 5 月 2 日

各 関 係 施 設 の 長 様

小樽市保健所長 田中 宏之  
( 公 印 省 略 )

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う  
集団発生への対応について (周知)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症 (以下、「新型コロナ」) については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

本市では、新型コロナに対する各種行政措置が、原則としてインフルエンザなど他の5類感染症と同様となることから、令和5年5月8日以降の社会福祉施設等における集団発生への対応について、別紙のとおりとりまとめました。

つきましては、感染拡大の防止と施設機能の可能な限りの維持に努めていただきますよう、御協力のほど、よろしく申し上げます。

記

別紙 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生への対応について

参考1 【通知】「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について (厚生労働省健康局長)

参考2 【通知】社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (厚生労働省健康局長)

以上

【連絡先】小樽市保健所健康増進課 感染症担当

電話 : 22-3110

FAX : 22-1469

メール : [kansensyo@city.otaru.lg.jp](mailto:kansensyo@city.otaru.lg.jp)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生への対応について

1 基本的な感染（拡大）予防策について

- (1) 下記の事項を参考に、予防策の徹底をお願いします。
  - ・三密（密集・密閉・密接）を避け、社会的距離を確保すること
  - ・勤務中はマスクを着用することが推奨されていること
  - ・症状がある者、検査陽性者は勤務を控えること
  - ・職員及び利用者における、新型コロナワクチンの接種を積極的に検討すること
  - ・面会の重要性と感染対策の両方に留意し、利用者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するように検討すること

2 体調不良者及び陽性者への対応

- (1) 平時より、利用者の体調不良時は速やかに医師に相談できる体制を整備してください。
- (2) 体調不良者及び陽性者の対応については、施設医等あるいは主治医に相談してください。
- (3) 入院が必要な体調不良者及び陽性者の入院調整は、上記（2）の医師に相談の上、当該医師が医療機関へ直接行うようお願いします。
- (4) 受診時や入院時等の移送手段は、各自で確保、施設で確保、公共交通機関の利用を御検討ください。緊急を要する場合は救急車を要請してください。

3 集団感染対策への対応

- (1) 平時より、感染防護物品（ガウン、マスク、手袋など）や抗原定性検査キットなどを確保してください。
- (2) 集団発生が疑われる場合には、上記「2 体調不良者及び陽性者への対応」（2）の医師に相談の上、自施設において検査を含めて実態把握に努め、感染拡大の防止と施設機能の可能な限りの維持を図っていただきますようお願いします。
- (3) 業務継続体制を確保してください。
- (4) 新型コロナと疑われる症状を呈する者が、概ね7日間を目安に多数（10名以上又は全利用者の半数以上）発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な集団発生事案が発生した場合には、保健所にメール又はFAXで報告してください。なお、保健所において行っていたクラスターの認定は終了します。
- (5) 保健所は、患者数や重症者数、患者発生期間などを勘案し、必要な場合には、行政検査を含めた積極的疫学調査、感染制御や業務継続に係る支援などを実施します。なお、市ホームページに掲載してきた「施設・医療機関等の関係者が陽性になった場合の対応フロー」に基づく報告は、令和5年5月7日をもって終了します。

4 参考 URL

- (1) 社会福祉施設等における感染症等発生時の報告について  
<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101600877/>
- (2) 自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023年 | 厚生労働省（感染対策等の事務連絡が掲載されております）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00416.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html)

以上

【担当】小樽市保健所健康増進課 感染症担当

電話：22-3110

FAX：22-1469

メール：[kansensyo@city.otaru.lg.jp](mailto:kansensyo@city.otaru.lg.jp)